

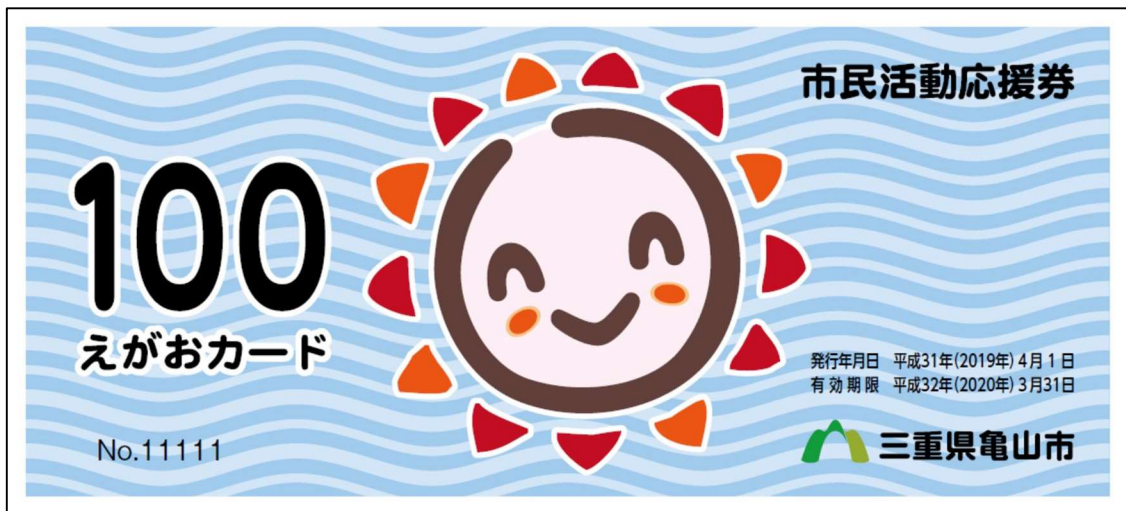
亀山市告示第54号

亀山市市民活動応援交付金交付要綱（平成25年亀山市告示第97号）第14条の規定により亀山市市民活動応援券を発行したので、同告示第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 单位名称 えがおカード
- 2 発行枚数 56,300枚
- 3 発行年月日 平成31年（2019年）4月1日
- 4 有効期限 平成32年（2020年）3月31日
- 5 管理番号 5桁の通し番号
- 6 表面



7 裏面

亀山市のまちづくりにがんばっている市民活動団体をみんなで応援しましょう！  
**市民活動応援券は、市民活動団体(登録団体)を応援するための券です。**

市民活動応援券を、手にした日付を書き込んでください。

①	/	②	/	③	/	④	/	⑤	/
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

**市民活動応援券の使い道**

1. 登録団体に、事業又はサービスを提供してもらったお礼として使用することができます。
2. 市民は、登録団体に寄附として使用することができます。  
寄附方法 その1 直接、登録団体へ寄附する。  
寄附方法 その2 寄附ボックス(常設場所：市民協働センター「みらい」)や寄附ボードに投函する。
3. 市民同士で、自由に使用することができます。(ただし、お金と交換することはできません。)

※さまざまな分野で社会貢献的な活動をしている登録団体を、市民活動応援券で応援しましょう！  
※市民活動応援券は、いかなる理由においても、再発行や交換はできません。

亀山市 生活文化部 まちづくり協働課 市民協働グループ TEL：0595-84-5008

